

令和4年1月1日より

電気工事士免状の旧姓使用が可能になります

申請に当たっては、住民票に旧姓が併記されていることが必要です（戸籍抄本ではありません）。

※ただし、住民票に旧姓を併記するためには請求手続をする必要があります。

手続の詳細は総務省のHPをご確認ください。

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html

なお、旧姓併記の手続きをされていれば、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）でも確認が可能です。

新規交付の場合

■ 旧姓での交付を希望する方

- ・ 交付申請書の氏名を旧姓で記入してください。
- ・ 住民票の提出がある場合は、旧姓が併記された住民票の提出が必要です。
- ・ 住民票の提出がない場合は、住基ネットにより旧姓が併記されているか確認します。

書換の場合

■ 現在新姓の免状をお持ちで、旧姓への書換を希望する方

- ・ 交付申請書の氏名を旧姓で記入してください。
- ・ 住民票の提出がある場合は、旧姓が併記された住民票の提出が必要です。
- ・ 住民票の提出がない場合は、住基ネットにより旧姓が併記されているか確認します。

■ 現在旧姓の免状をお持ちで、引き続き旧姓の使用を希望する方

- ・ 書換申請をする必要はありません。
- ・ ただし、住民票等に旧姓が併記されている場合に限りしますので、旧姓併記の請求手続は行ってください。（提出不要）

Q & A

Q 1 旧姓を使用する場合、免状には旧姓と新姓が併記して印字されますか？

A 1 旧姓のみ印字されます。

Q 2 第1種免状と第2種免状を持っているのですが、表記は統一させる必要がありますか？

A 2 統一させる必要はありません。

どちらか一方のみ旧姓表記にすることも可能です。